



熊本労働局発表  
(局長 一瀬 壽幸)  
平成 27 年 9 月 17 日

【照会先】  
熊本労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 廣瀬由貴雄  
室長補佐 山口 和代  
(電話) 096-355-3202

## 熊本県最低賃金を時間額694円に引上げ

—平成 27 年度熊本県最低賃金の改正決定—

熊本労働局（局長 一瀬 壽幸）は、本日、熊本県最低賃金（現行：時間額 677 円）を 17 円（2.51%）引上げ、時間額 694 円とする決定を行い、官報に公示しました。

熊本県最低賃金は、県内で労働者を使用するすべての使用者及びそこで働くすべての労働者に適用されます。効力発生日は、平成 27 年 10 月 17 日です。その日から時間額 694 円が適用されることとなります。

熊本県最低賃金の改正決定については、熊本労働局長からの諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 荒井 勝彦 熊本学園大学特任教授）が、調査審議を重ねた結果「時間額 694 円」とする旨の答申を行っていたものですが、これを受けた熊本労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本日、熊本県最低賃金の改正決定に係る官報公示を行ったものです。

熊本労働局では、今後、改定後の最低賃金額の周知広報に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により履行確保を図ることとしています。

## 資料

### 熊本県の最低賃金額の推移

年度	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)
16	607	1	0.17
17	609	2	0.33
18	612	3	0.49
19	620	8	1.31
20	628	8	1.29
21	630	2	0.32
22	643	13	2.06
23	647	4	0.62
24	653	6	0.93
25	664	11	1.68
26	677	13	1.96
27	694	17	2.51